

沖縄県農林水産部建設工事請負業者指名基準及び 指名審査会等に関する要領

農 総 第 545-2 号
制定 昭和52年 7 月 6 日

（目的）

第1条 この要領は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年10月20日告示第445号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、農林水産部が発注する建設工事についての指名基準及び指名審査会等に関して必要な事項を定め、以て建設工事の適正な発注並びに円滑な実施を図ることを目的とする。

（請負業者の指名基準）

第2条 業者の指名は、規程第5条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）の中から行うものとする。

- 農林水産部発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその標準となる請負工事の金額は別表(1)のとおりとする。
- 業者を指名しようとするときは、当該工事の設計金額（税込）に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として1級直近上位及び下位の等級該当者から指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を越えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。
- 特殊な工事で当該業種の有資格者が少ない場合には、前項の規定にかかわらず、格付名簿に登録された者の中から適当と認める者を選定することができる。
- 入札に付しても落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするときは、第3項の規定にかかわらず有資格者のうちから適当と認める者を選定することができる。

（請負業者の指名）

第3条 農林水産部において、競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないように、審査会の審査を経て指名しなければならない。

- 経営及び信用の状況
- 当該工事施行についての技術的適正
- 当該工事に対する地理的条件
- 手持工事の状況
- 保有機械の状況
- 不誠実な行為の有無
- その他当該工事についての適否

2 特殊な工事その他特別な理由がある場合は、前項第3号によらないで指名することができる。

（指名業者数）

第4条 指名業者数は、当該工事の設計金額（税込）により、別表(1)に掲げる数を標準とする。

（指名審査会の設置）

第5条 業者の指名を行うため本庁及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の所掌事務)

第6条 本庁の審査会は、本庁において執行する建設工事の業者の指名について調査審議を行う。

2 出先機関の審査会は、当該出先機関において執行する建設工事及び本庁において執行する建設工事の業者の指名について調査審議を行う。

3 審査会は、指名審査会議事録（第1号様式）及び建設業者指名表（第2号様式）を作成しなければならない。

(審査会の構成)

第7条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 本庁の審査会においては、会長は農林水産部長、副会長は農政企画統括監、委員は農業振興統括監、農漁村基盤統括監、農林水産総務課長、村づくり計画課長、農地農村整備課長、森林管理課長、漁港漁場課長 及び当該審議事案に係る建設工事を所管する課長をもって充てる。

3 出先機関の審査会においては、会長は所長、副会長及び委員は所長が別に定める者をもって充てる。

4 会長は、審査会の会務を総括する。

5 会長に事故あるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、統括監がその職務を代理する。

6 本庁の審査会において委員に事故あるときは、当該課の班長がその職務を代理する。

7 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(意見の聴取)

第7条の2 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(審査会の開催)

第8条 審査会は、必要に応じてその都度開催する。

(指名推薦書の提出)

第9条 第6条第1項に規定する工事を所管する課長は、審査会開催の前日までに指名業者推薦書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 出先機関の長は、本庁において執行する建設工事に係る指名業者推薦書（第3号様式）を当該工事を所管する課長へ速やかに提出するものとする。

(入札結果の報告)

第10条 主務課長は、入札結果（本庁契約）について、その都度第4号様式により農林水産部長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 関係職員は、この要領による建設業者の指名について知り得た事項の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、本庁においては農林水産総務課、出先機関においては所長が指定した班又は者が行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和52年7月6日から施行する。

附 則 (昭和53年5月6日 農総第260号)

この要領は、昭和53年5月6日から施行する。

附 則 (昭和57年5月31日 農総第283号)

この要領は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月27日 農総第232号)

この要領は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月18日 農総第1286号)

この要領は、平成9年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月12日 農企第362号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月8日 農企第395号)

この要領は、平成18年5月9日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 農企第3288号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日 農企第385号)

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日 農企第199号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月27日 農企第1147号)

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 農企第2875号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月24日 農総第302号)

この要領は、平成26年4月24日から施行する。

附 則 (令和2年10月21日 農総第1437号)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

指名基準の運用基準

指 名 基 準	留 意 事 項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除措置があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
2 当該工事施工についての技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事についての施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該工事に対する地理的条件	<p>本店又は建設業法に基づく許可を得た本店・支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持工事の状況	<p>工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

指 名 基 準	留 意 事 項
<p>5 保有機械の状況</p> <p>6 その他不誠実な行為の有無</p>	<p>掘削機械、トラクター類、運搬機械、船舶等の重量、建設機械による作業又は特殊な工事は機械の保有について勘案すること。</p> <p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不確実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 本県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに、請負者として不相当であると認められること。</p> <p>(3) 賃金不払に関する通報が関係行政機関からあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められること。</p> <p>(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p>

(別 紙)

別表(1)(第2条第2項、第4条関係)

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	ほ装工事
	設計金額	請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級		1 億 5 千万円以上		
A 級		5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	1 千 5 百万円以上	1 千 5 百万円以上
B 級		2 千 5 百万円以上 5 千万円未満	6 百万円以上 1 千 5 百万円未満	1 千 5 百万円未満
C 級		1 千万円以上 2 千 5 百万円未満	6 百万円未満	
D 級		1 千万円未満		

工事請負業者指名人数表

業種別	区 分			
	土木一式工事 及び 建築一式工事	等級	電気工事、管工 事、その他	等級
設計金額 1 億 5 千万円以上	2 1 名	特 A	—	—
5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	1 8 名	A	—	—
2 千 5 百万円以上 5 千万円未満	1 5 名	B	—	—
1 千万円以上 2 千 5 百万円未満	1 5 名	C	—	—
1 千万円未満	1 5 名	D	—	—
1 千 5 百万円以上	—	—	1 5 名	A
6 百万円以上 1 千 5 百万円未満	—	—	1 5 名	B
6 百万円未満	—	—	1 5 名	C

業種別	ほ装工事	等級
設計金額 1 千 5 百万円以上	1 5 名	A
1 千 5 百万円未満	1 5 名	B

第1号様式(第6条第3項関係)

指名審査会議事録 第 回

供 覧

平成 年 月 日

1, 出席者

職 名	氏 名	備 考

記録者: _____

2, 議 事 _____ 整理番号: _____

署名人: _____ 印 署名人 _____ 印

第2号様式(第6条第3項関係)

建設業者指名表

事業名				
地区名				
工事名				
工事概要				
工期		日間	対象等級	特A. A. B. C. D. その他
番号	等級	許可番号	商号及び氏名	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

平成 年 月 日

上記のとおり指名業者を答申します。

指名審査会長

印

指 名 業 者 推 薦 書

事 業 名				
地 区 名				
工 事 名				
工 事 概 要				
工 期		日 間	対 象 等 級	特A. A. B. C. D. その他
番号	等級	許可番号	商号及び氏名	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

平成 年 月 日

上記のとおり指名業者を推薦します。

所長

課長

印

指名業者選定理由書

年月日：平成 年 月 日

対象工事名	
工事場所	
発注業種	土木・建築・電気・管・舗装・機械器具・鋼構造物・ 造園・しゅんせつ・その他()
入札執行日	平成 年 月 日

	指名基準	評価項目	対象業者数
1	工種及び 入札参加資格ランク	土木・建築・電気・管・舗装・その他 (機械器具設置) 県外 特A A B C	
2	当該工事に対する地理的条件 の1(地域別)	北部 中部 南部 宮古 八重山 県外及び県内	
3	当該工事に対する地理的条件 の2(市町村名等)	本店の所在地の限定	
4	不誠実な行為の有無	指名停止等の期間中でない等	
5	その他の評価		
	手持ち工事の有無		
	指名回数		
	技術職員数		
	経 審		
	施 工 実 績		
	手 持 機 械 等		
	営 業 所 の 有 無		
	その他必要な事項		
以上のことにより、指名業者を 社、選定する。			

